

# 東大和市 新生児臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、その影響を精神的にも肉体的にも特に強く受けた妊産婦であった方などの心労を見舞い、出産後は感染症予防に努めるため、養育に係る追加支出を余儀なくされている家庭への支援を行うため、給付金を給付します。



国の特別定額給付金の  
対象外であった、令和2年  
4月28日以後に生まれた新生児に

## 10万円

を給付します

### 給付対象 要件

以下の(1)~(3)をすべて満たす必要があります。

### 新生児(給付対象児)

- (1) 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生し、東大和市に住民登録がある新生児  
※他の市区町村で同様の給付の対象となった新生児は給付の対象になりません。  
※令和3年4月1日以降に転入した新生児は、給付の対象になりません。

### 申請者(給付対象者)

- (2) 給付対象児と同居し、生計を一にしている保護者  
(3) 申請日時時点で東大和市に住民登録がある方  
※令和3年4月1日以降に転入した方は、給付の対象になりません。  
※住民登録がない場合でも、配偶者の暴力により市に避難している等の理由がある方は受給できる可能性がありますので、お問合せください。

東大和市子育て支援部子育て支援課  
新生児臨時特別給付金担当

電話 (代表)042-563-2111 (内線)1762

郵送 東大和市中心 3-930  
※市から送付された返信用封筒をお使いください。

### 申請・給付の流れ

1

12月14日時点の住民基本台帳に基づいて、12月下旬に申請書を送付します。  
※その後、出生届や転入届があった方には随時申請書を送付します。(概ね2週間に1回)

2

申請書の記入、必要書類をご用意ください。  
① 申請書に必要事項を記入  
② 必要書類を用意  
・ 運転免許証の写し等の本人確認書類  
・ 通帳の写し等の振込口座確認書類

3

申請書に同封された返信用封筒に①と②を入れ、ポストに投函してください。

4

支払いの時期は、申請に不備がない場合で、申請のあった月の翌月中旬~下旬の予定です。

### 【申請期間】

**令和3年1月4日(月)~5月31日(月)**

(消印有効)

※市から申請書が送付された方であっても、申請日時時点で受給対象要件に該当していない場合は申請できません。



うまべえ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、  
申請書は郵送で提出していただくようご協力をお願いします。